25）付則第１項中、「平成23年７月１日」を「平成24年10月１日」に改める。
26）付則第２項中、「当分の間」を「平成25年３月31日までの間」に改めるほか、「その規約に定める」の次に「支払区分が」を加える。
27）付則第６項中、「この規約の変更前から」および「（ただし、この規約の変更前に設置した場合は平成22年４月１日）」を削る。
28）付則第８項および第９項を削る。これに伴い、付則第10項を第８項とし、付則第11項を第９項とする。
29）付則第12項中、「付則第10項」を「付則第８項」に改め、同項を第10項とする。
30）付則第13項中、「付則第11項」を「付則第９項」に改め、同項を第11項とする。
31）付則第14項を第12項とする。
32）付則第15項中、「付則第11項」を「付則第９項」に、「付則第12項」を「付則第10項」に、「付則第14項」を「付則第12項」に、「付則第10項」を「付則第８項」に改め、同項を第13項とする。
33）別表１の表を次のとおり改める。

種　別	支払区分	月　額	６か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	1,070円	6,100円	11,880円
	継続振込等	1,120円	6,390円	12,440円
衛星契約	口座・クレジット	2,015円	11,490円	22,370円
	継続振込等	2,065円	11,780円	22,930円

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条の規定により、平成24年５月25日に次の教育職員免許状の取上げ処分を行った。

平成24年６月28日　　佐賀県教育委員会

１　取上げた免許状の種類（教科）、番号、授与年月日、授与権者、本籍地、氏名
⑴　小学校教諭１級普通免許状、昭60小１普第105号、昭和61年３月25日、佐賀県教育委員会、福岡県、原田　公裕
⑵　中学校教諭２級普通免許状（国語）、昭60中２普第177号、昭和61年３月25日、佐賀県教育委員会、福岡県、原田　公裕
２　取上げの事由
教育職員免許法第11条該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳、身長約173㎝、体重約70kg、小肥の男性、着衣は紺色ブルゾンに長袖ポロシャツ、紺色ジーンズ、遺留金品等は現金20円入りの二つ折り財布、煙草（マイルドセブン）を所持

上記の者は、平成24年６月２日午前７時半頃、滝川市中島町石狩川左岸滝新橋直下でうつ伏せの状態で発見された。検視の結果、溺死の疑いで死後約半月。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨を保管してありますので心当たりの方は、当市福祉課までお申し出下さい。

平成24年６月28日
北海道　　滝川市長　前田　康吉

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50歳代以上、性別女性、身長170センチメートル前後の一部白骨化遺体

上記の者は、平成24年６月３日11時34分頃、山形県飽海郡遊佐町吹浦字釜磯１番地先海面において、一部白骨化遺体で発見されました。死因等は不詳。遺体は、平成24年６月12日遊佐町斎場において火葬に付し、その遺骨は遊佐町の帝立寺に安置してありますので、心当たりの方は遊佐町健康福祉課まで申し出てください。

平成24年６月28日
山形県　　飽海郡遊佐町長　時田　博機

公　示　送　達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による西播都市計画事業相生駅南土地区画整理事業の別表に記載する者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知の送付に代えてその内容を下記のとおり公告する。

平成24年６月28日
西播都市計画事業相生駅南土地区画整理事業
施行者　相生市　代表者　相生市長　谷口　芳紀

記

書類の送付先を確知できず、書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所
株式会社相生銀行　　赤穂郡相生町相生3907番地
株式会社樫本商店　　相生市旭三丁目９番２号

通知の内容（別表）

氏　名	従前の土地				換地処分後の土地				清算金	摘要
	相生市				相生市					
	町名又は字名	地　番	地　目	地　積（㎡）	町　名	地番	地目	地　積（㎡）		
株式会社相生銀行	大石町	625―4	宅地	218.04	大石町	1056	宅地	197.20	徴収清算金	
	大石町	625―5	宅地	157.98	大石町	1058	宅地	152.30	徴収清算金	
	大石町	641―1	田	677	大石町	1175	宅地	611.99	徴収清算金	
	大石町	641―2	田	373	大石町	1158	宅地	335.16	清算金なし	
	大石町	641―3	田	26	大石町	1176	宅地	9.03	徴収清算金	
	大石町	641―4	公衆用道路	13						
株式会社樫本商店	大石町	594	雑種地	122	大石町	1062	雑種地	16.25	清算金なし	

この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に兵庫県知事に審査請求することができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して６か月以内に相生市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に相生市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。